

特定非営利活動法人日本レーザー医学会専門制度規則

第1章 総則

(目的)

第1条 特定非営利活動法人日本レーザー医学会(NPO 法人日本レーザー医学会;以下本学会)は、レーザー医療の安全性を確保し、その健全な発展、普及を推進するため、レーザー医学の知識と実践の医療に優れた医師、歯科医師および技師を育成し、国民の福祉に貢献することを目的として、本学会に特定非営利活動法人日本レーザー医学会専門制度規則(以下本専門制度規則)を設ける。

(専門制度の資格)

第2条 専門制度の資格を個人資格および施設資格とする。

(専門制度委員会および小委員会)

第3条 専門制度の運営および資格の審査のため専門制度委員会(以下本委員会)を設ける。

2. 本委員会の中に次の3つの小委員会を設ける。

- 1) レーザー専門医資格審査小委員会
- 2) 個人資格審査小委員会
- 3) 施設資格審査小委員会

(レーザー専門医資格審査小委員会)

第4条 第3条2項1号に定めるレーザー専門医資格審査小委員会レーザー専門医としての資格を審査するための小委員会である。

2. レーザー専門医資格審査小委員会の運営に関する事項は規定を別途定める。

2章 専門制度委員会

(専門制度委員会の構成および業務)

第5条 本委員会は、専門制度委員長(以下本委員長)、専門制度副委員長(以下本副委員長)と数名の専門制度委員(以下本委員)で構成される。

2. 本委員会は小委員会を統括運営する。

(専門制度委員長・専門副委員長および委員の委嘱)

第6条 本委員長、本副委員長および本委員は理事会が選任し、理事長が委嘱する。

(専門制度委員長の職務)

第7条 本委員長は、本委員会の議長を務め、本委員会を管掌し、本制度の円滑な運営を図り、本委員会を年1回以上召集する。

2. 本委員長は、本委員の3分の1以上が、会議の目的とする事項を提示し請求した場合は、直ちに臨時専門制度委員会を召集する。

3. 本委員長は、資格認定および施設認定の審査結果を理事会に報告し承認を得る。

(専門制度副委員長の職務)

第8条 専門制度副委員長は安全教育委員長が兼務することができる。

2. 本副委員長は委員長を助け、委員長に事故のある時または欠けた時、これを代行する。

(専門制度委員会の成立)

第9条 本委員会は、本委員の2分の1以上の出席がなくては成立しない。但し、委任状をもって予め意思表示した者は出席とみなす。

(議決の方法)

第10条 本委員会の議事は、出席者2分の1以上の同意をもって議決し、可否同数の場合は、本委員長が議決するものとする。

(任期)

第11条 本委員会の委員長、副委員長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 本委員会の委員長、副委員長および委員は、任期満了といえども後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(欠員の補充)

第12条 本委員会の委員長、副委員長および委員に欠員が生じた場合は、理事長はそれを補充する。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 小委員会

(小委員会の構成およびその業務)

第13条 小委員会は、委員長と若干名の委員で構成される。

(小委員会の成立)

第14条 小委員会は、委員の2分の1以上の出席がなくては成立しない。

(小委員会委員長および委員の委嘱)

第15条 小委員会の委員長および委員は理事会が選任し、理事長が委嘱する。

(小委員会委員長の職務)

第16条 小委員会委員長は、小委員会を管掌し、本制度の円滑な運営を図り、小委員会を年1回以上召集する。

2. 委員の3分の1以上が、会議の目的とする事項を提示し請求した場合は、速やかに臨時小委員会を召集する。

3. 各小委員会の決定事項を本委員会に報告する。

(小委員会の成立)

第17条 小委員会は、委員の2分の1以上の出席がなくては成立しない。但し、委任状をもって予め意思表示した者は出席とみなす。

(議決の方法)

第18条 小委員会の議事は、出席者2分の1以上の同意をもって議決し、可否同数の場合は、小委員会の委員長が議決するものとする。

(任期)

第19条 小委員会の委員長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 小委員会の委員長および委員は、任期満了といえども後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(欠員の補充)

第20条 小委員会の委員長および委員に欠員が生じた場合は、理事長はそれを補充する。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 個人資格の申請、更新、交付および喪失

(個人資格の種類)

第21条 個人資格は、認定医1種(*)、認定医2種(*)、レーザー専門医、指導医(*)、認定歯科医1種、認定歯科医2種、専門歯科医、指導歯科医、認定レーザー技師、専門レーザー技師、医療レーザー脱毛師、および指導研究者に分類される。

(注) レーザー専門医以外の資格の前は特定非営利活動法人日本レーザー医学会を冠称する。

例、特定非営利活動法人日本レーザー医学会認定医1種(外科)

2. 本専門制度規則における*は医療法で広告可能とされている診療科名である。
3. レーザー専門医はレーザー専門医資格審査施行細則に定める基本領域学会の専門医でなければならない。

(個人資格の申請)

第22条 個人資格を申請する者は、個人資格申請書類を、個人資格審査小委員会に提出する。

(個人資格の更新)

第23条 個人資格を更新する者は、個人資格更新申請書類を、個人資格審査小委員会に提出する。

(個人資格認定証の交付)

第24条 個人資格認定証は、本学会が理事長名で交付する。

(個人資格認定証の有効期限)

第25条 個人資格認定証の有効期限は5年間とする。

(個人資格の喪失)

第26条 個人資格は、次の事由によりその資格を喪失する。

- 一. 本学会の会員としての資格を喪失したとき。
- 二. 申請書に虚偽の記載が判明したとき。
- 三. 正当な理由を付して、資格を辞退したとき。
- 四. 個人資格の更新をしなかったとき。

(個人資格の取消)

第27条 個人資格が不相当と認められた者に対しては、本委員会の議を経て理事長は何時にてもそれを取り消すことができる。

(個人資格認定証の返却)

第28条 個人資格を辞退もしくは取り消された者は、本学会に資格認定証を直ちに返却する。

第5章 施設資格の申請、更新、交付および喪失

(施設資格の種類)

第29条 施設資格は、認定施設および指導施設に分類される。

(施設資格の申請)

第30条 施設資格申請をする施設の長は、施設資格申請書類を本委員会に提出する。

(施設資格の更新)

第31条 施設資格を更新する施設の長は、施設資格更新申請書類を本委員会に提出する。

(施設資格認定証の交付)

第32条 施設資格認定証は、本学会が理事長名で交付する。

(施設資格の有効期限)

第33条 施設資格認定証の有効期限は3年間とする。

(施設資格の喪失)

第34条 施設資格は、次の事由があるときは施設資格審査小委員会の議を経てその資格を喪失する。

- 一. 本学会の施設としての条件を満たさなくなったとき。
- 二. 申請書に虚偽の記載が判明したとき。
- 三. 正当な理由を付して、資格を辞退したとき。
- 四. 施設資格の更新を行わなかったとき。

(施設資格の変更および取消)

第35条 本委員会は施設資格の条件を審査する。

2. 本委員会は施設資格の変更または取消を理事会に報告する。
3. 本件案は、理事会の議を経て理事長が施設資格変更または取消をすることができる。

(施設資格認定証の返却)

第36条 施設資格認定を変更、辞退もしくは取消された施設は、直ちに本学会に施設認定証を返却する。

第6章 その他

(安全教育講習会受講料・安全教育試験受験料・申請審査料・更新審査料および登録料)

第37条 本専門制度規則の各種資格に対する安全教育講習会受講、安全教育試験受験、申請審査、更新審査および登録を希望する者は、個々の料金を本学会に納付する。既納の料金は、いかなる理由があっても返却しない。

(本専門制度規則の変更)

第38条 本専門制度規則の変更は、本委員会および理事会の議を経て、評議員会、総会の承認を受けなくてはならない。

(本専門制度規則の施行)

第39条 本専門制度規則の原型は平成 13 年 11 月 25 日から施行。

(本専門制度規則の施行細則)

第40条 本専門制度規則の施行細則は別途定める。

付則-1 本専門制度規則の発足に当って、暫定期間を設け、暫定施行細則を別途定める。

付則-2 本専門制度規則は平成 16 年 11 月 12 日から特定非営利活動法人日本レーザー医学会専門制度規則に変更。

付則-3 本専門制度規則は平成 17 年 2 月 19 日の臨時総会から変更。

付則-4 本専門制度規則は平成 17 年 9 月 9 日の総会から変更。